甲 乙丙 丁

戊

Α

右の者に対する詐欺幇助被告事件について、昭和二五年二月三日松山地方裁判所 宇和島支部においては有罪の判決を言い渡したものであるが、同年二月一六日原裁 判所 (B判事) 宛に「タカマツコウソウスル、A」とする電報が配達された、けれども刑訴法第三七四条には、「控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差裁判の一部を特定しなければならないであろう(刑訴法三五七条参照)と規定し控訴の申立書には、尠くとも控訴の対象であるは判立 は裁判の一部を特定しなければならないであろう(刑訴法三五七条参照)とせて書名押印しなければならない(刑訴規則六〇条六〈要旨〉一条の旨附記したり指印したりしなければならない(刑訴規則六〇条六〈要旨〉一条の旨附記したり指印したりしなければならない(刑訴規則六〇条六〈要旨〉一条の旨附記したり指印しなければならない(刑訴規則六〇条六〈要旨〉一条の旨附記したり指印しなければならない(刑訴規則六〇条六〈要旨〉一条の旨と解することはできない(大審院決定「判例集一一条の資」参照)、又記録を調べてみても他に適法な控訴申立書は見当らないので刑訴法第三八五条前段に則り次の通り決定する。

主 文 本件控訴を棄却する。 (裁判長判事 満田清四郎 判事 太田元 判事 大西信雄)